

## 奈良県立医科大学女性研究者表彰要項

(目的)

第1条 この要項は、優れた研究成果を挙げた奈良県立医科大学（以下「本学」という。）の女性研究者を顕彰することによりその研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、「奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞」を創設するとともに、その表彰等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、次の各号すべてに該当する者で、学術上優れた研究成果を挙げていると認められる者に対して行う。

(1) 本学女性研究者であること

(2) 医学科・看護学科の教員（教授を除く教員で、寄附講座教員、特任教員及び共同研究講座教員を含む。）、博士研究員、特別研究員、大学院生又は医員であること

(推薦)

第3条 所属長は、前条に該当するものと認められる者を学長に推薦することができる。なお、大学院生を推薦する場合は、主科目研究指導教員が推薦する。

2 推薦できる人数は、一所属（大学院生を推薦する場合は、主科目研究指導教員の所属）あたり、教員、博士研究員、特別研究員、大学院生及び医員を含めて1人とする。

(選考委員会)

第4条 選考を行うため、奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前条の規定により推薦のあった者について、授賞者を選考する。

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 女性研究者・医師支援センター長

(3) 附属病院長

(4) 総務経営担当理事

(5) 研究部長

(6) 女性研究者・医師支援センター運営委員会委員のうちから学長の指名する者 若干名

(7) 女性研究者・医師支援センター教職員のうちから学長の指名する者 若干名

4 前項第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

8 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

10 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(表彰)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状授与に併せ、副賞として、研究奨励金及び記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 本表彰に係る事務は、女性研究者・医師支援センター事務局が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、平成23年12月8日から施行する。

2 第4条第4項の規定にかかわらず、同条第3項第6号及び第7号の委員の最初の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。